

標準運送約款新旧対照表 自動車航送の部

1		
2	新	旧
3		
4		第1章 総則
5		(適用範囲)
6		第1条 この運送約款は、当社が経営する航路で行う自動車航送
7		に係る自動車並びにその運転者及び積載貨物の運送に適用され
8		ます。
9		2 この運送約款に定めのない事項については、法令の規定又は
10		一般の慣習によります。
11		3 当社がこの運送約款の趣旨及び法令の規定に反しない範囲内
12		で特約の申込みに応じたときは、その特約によります。
13		
14		(定義)
15		第2条 この運送約款で「自動車」とは、道路運送車両法（昭和2
16		6年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車であつて、二
17		輪のもの以外のものをいいます。
18		2 この運送約款で「運送申込人」とは、自動車航送に係る自動
19		車並びにその運転者及び積載貨物について当社と運送契約を締
20		結する者をいいます。
21		3 この運送約款で「営業所」とは、当社の事務所及び当社が指
22		定する者の事務所をいいます。
23		
24		(自動車の運転者についての旅客運送の部の適用)
25		第3条 自動車航送に係る自動車の運転者の運送については、こ
26		の部で定めるもののほか、旅客運送の部の規定が適用されます。
27		
28		第2章 運送の引受け
29		(運送の引受け)
30		第4条 当社は、使用船舶の輸送力の範囲内において、運送の申

標準運送約款新旧対照表 自動車航送の部

1			込みの順序により、自動車航送に係る自動車並びにその運転者
2			及び積載貨物の運送契約の申込みに応じます。
3			2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該
4			当する場合は、運送契約の申込みを拒絶し、又は既に締結した
5			運送契約を解除することがあります。
6			(1) 当社が第7条の規定による措置をとった場合
7	(2) 自動車	が次のいずれかに該当するものである場合	(2) 自動車
8	ア	法令の規定に違反して運行されるもの	ア
9	イ	その積載貨物の積載方法が運送に不相当と認められるもの	イ
10			の
11	ウ	<u>車高が低い等取扱い上不適切な構造を有すると認められるもの</u>	<u>(新設)</u>
12			
13	エ	<u>船積固縛するのに不適切な構造を有すると認められるもの</u>	<u>(新設)</u>
14			
15	オ	その他乗船者、他の物品若しくは船舶に危害を及ぼし、	ウ
16		又は乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの	又は乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの
17	(3) 自動車	<u>及び</u> その積載貨物が次のいずれかに該当する物である場合	(3) 自動車の積載貨物が次のいずれかに該当する物である場合
18			
19	ア	臭気を発するもの、不潔なものその他乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの	ア
20			臭気を発するもの、不潔なものその他乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの
21	イ	白金、金その他の貴金属、貨幣、銀行券、有価証券、印紙類、宝石類、美術品、骨とう品その他の高価品	イ
22			白金、金その他の貴金属、貨幣、銀行券、有価証券、印紙類、宝石類、美術品、骨とう品その他の高価品
23	ウ	<u>爆発物</u> その他乗船者、他の物品又は船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの	ウ
24			<u>銃砲、刀剣、爆発物</u> その他乗船者、他の物品又は船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの
25	エ	<u>銃砲、刀剣その他乗船者、他の物品又は船舶に対して使用による危害を及ぼすおそれのあるもの</u>	<u>(新設)</u>
26			
27	オ	生動物	エ
28	カ	その他運送に不相当と認められるもの	オ
29			その他運送に不相当と認められるもの
30			(4) 自動車の運転者又は運送申込人がこの運送約款の規定に違反する行為を行い、又は行おうおそれがある場合

標準運送約款新旧対照表 自動車航送の部

1		(5) 運送契約の申込みがこの運送約款と異なる運送条件による
2		ものである場合
3		(6) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められた場合
4		
5	(自動車及びその積載貨物の内容の申告等)	(積載貨物の内容の申告等)
6	第5条 運送申込人は、自動車及びその積載貨物が前条第2項第	第5条 運送申込人は、自動車の積載貨物が前条第2項第3号の
7	3号のいずれかに該当する物であるときは、あらかじめその旨	いずれかに該当する物であるときは、あらかじめその旨を当社
8	を当社に申告しなければなりません。ただし、同号ア又はウ若	と申告しなければなりません。
9	しくはエに掲げる物(以下「危険品等」という。)については、	
10	危険品等である旨及び当該貨物の安全な運送に必要な情報を当	
11	社に申告しなければなりません。	
12	2 当社は、自動車及びその積載貨物が前条第2項第3号のい	2 当社は、その積載貨物が前条第2項第3号のいずれかに該
13	ずれかに該当する物である自動車の運送の申込みに応じる場合	する物である自動車の運送の申込みに応じる場合には、運送申
14	には、運送申込人に対し、その負担において当該積載貨物につ	込人に対し、その負担において当該積載貨物につき看守人の添
15	き看守人の添乗、保険の付保その他の必要な措置をとることを	乗、積荷保険の付保その他の必要な措置をとることを求める
16	求めることがあります。	ことがあります。
17	3 当社は、自動車及びその積載貨物が前条第2項第3号のい	3 当社は、自動車の積載貨物が前条第2項第3号のいずれかに
18	ずれかに該当する物である疑いがあるときは、当該自動車の運	該当する物である疑いがあるときは、当該自動車の運転者若
19	転者若しくは運送申込人又は第三者の立合いのもとに、当該積	しくは運送申込人又は第三者の立合いのもとに、当該積載貨物
20	載貨物の内容を点検することがあります。	内容を点検することがあります。
21	4 当社は、自動車及びその積載貨物が前条第2項第3号イに該	4 当社は、その積載貨物が前条第2項第3号イに該当する物
22	当する物である自動車の運送に関しては、運送申込人が運送	である自動車の運送に関しては、運送申込人が運送の申込み
23	の申込みの際に当該積載貨物の種類及び価格を明示したのでな	に際し当該積載貨物の種類及び価格を明示したのでなければ、
24	ければ、その滅失、損傷又は延着による損害については、これ	損傷又は滅失による損害については、これを賠償する責任を負
25	を賠償する責任を負いません。	いません。
26	5 前項の規定は、次に掲げる場合については適用しません。	(新設)
27	(1) 運送契約の申し込みの当時、運送品が高価品であることを	
28	当社が知っていたとき。	
29	(2) 当社の故意又は重大な過失によって高価品の滅失、損傷又	
30	は延着が生じたとき。	

標準運送約款新旧対照表 自動車航送の部

1		
2		(途中下船等)
3		第6条 当社は、自動車の途中下船その他の依頼には応じません。
4		ただし、当社が取扱い上支障がないと認めた場合は、この限り
5		ではありません。
6		2 前項ただし書の規定により当社が運送申込人の依頼に応じる
7		場合に必要となる運賃その他の費用は、運送申込人の負担とし
8		ます。
9		
10	(運航の中止等)	(運航の中止等)
11	第7条 当社は、法令の規定によるほか、次の各号のいずれかに	第7条 当社は、法令の規定によるほか、次の各号のいずれかに
12	該当する場合は、予定した船便の発航の中止、使用船舶、発着	該当する場合は、予定した船便の発航の中止、使用船舶、発着
13	日時、航行経路若しくは発着港の変更又は自動車の種類等の制	日時、航行経路若しくは発着港の変更又は自動車の種類等の制
14	限の措置をとることがあります。	限の措置をとることがあります。
15	(1) 気象又は海象が <u>使用船舶</u> の航行に危険を及ぼすおそれがある	(1) 気象又は海象が <u>船舶</u> の航行に危険を及ぼすおそれがある場
16	場合	合
17	(2) 天災、火災、海難、使用船舶の故障その他のやむを得ない	(2) 天災、火災、海難、使用船舶の故障その他のやむを得ない
18	事由が発生した場合	事由が発生した場合
19	(3) 船員その他運送に携わる者の同盟罷業その他の争議行為が	(3) 船員その他運送に携わる者の同盟罷業その他の争議行為が
20	発生した場合	発生した場合
21	(4) <u>疾病が発生したなど乗船者の生命が危険にさらされ、又は</u>	(4) <u>乗船者の疾病が発生した場合</u>
22	<u>健康が著しく損なわれるおそれのある場合</u>	
23	(5) 使用船舶の奪取 <u>又は破壊等</u> の不法行為が発生した場合	(5) 使用船舶の奪取、 <u>破壊等</u> の不法行為が発生した場合
24	<u>(6) 禁止行為をし、又はしようとしていと信ずるに足りる相</u>	<u>(新設)</u>
25	<u>当な理由がある場合</u>	
26	<u>(7) 円滑な避難又は緊急輸送を確保するため、災害時における</u>	<u>(新設)</u>
27	<u>旅客又は貨物の輸送を行う場合</u>	
28	<u>(8) 官公署の命令又は要求があつた場合</u>	<u>(6) 官公署の命令又は要求があつた場合</u>
29		
30		第3章 運賃

標準運送約款新旧対照表 自動車航送の部

1		(運賃の額等)
2		第8条 自動車航送に係る自動車並びにその運転者及び積載貨物の運送の運賃（以下「運賃」という。）の額及びその適用方法
3		の運送の運賃（以下「運賃」という。）の額及びその適用方法
4		については、別に地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に届
5		け出たところによります。
6		2 運賃には、自動車の運転者1名が2等船室に乗船する場合の
7		当該運転者の運送の運賃が含まれています。
8		
9		(運賃の収受)
10		第9条 当社は、営業所において所定の運賃を収受し、これと引
11		き換えに自動車航送券を発行します。
12		2 当社は、自動車の運転者が船長又は当社の係員の承諾を得て
13		運賃を支払わずに自動車を乗船させた場合は、船内において乗
14		船区間に対応する運賃を申し受け、これと引き換えに補充自動
15		車航送券を発行します。
16		
17		(自動車航送券の効力)
18		第10条 自動車航送券は、券面記載の乗船区間、通用期間、指定
19		便（乗船年月日及び便名又は発航時刻が指定されている船便を
20		いう。以下同じ。）並びに自動車の種類及び長さに関し、使用
21		することができます。
22		2 自動車の運転者がその都合により自動車航送券の券面記載の
23		乗船区間内で自動車を途中下船させた場合には、当該自動車航
24		送券の前途は、無効とします。ただし、乗換えその他この運送
25		約款において特に定める場合は、この限りではありません。
26		
27		(運賃の変更の場合の取扱い)
28		第11条 運賃が変更された場合において、その変更前に当社が発
29		行した自動車航送券は、その通用期間内に限り、有効とします。
30		

標準運送約款新旧対照表 自動車航送の部

1	(自動車航送券の通用期間)
2	第12条 当社は、自動車航送券（指定便に係るものを除く。）の
3	通用期間について、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当
4	該各号に定める期間以上の期間を定め、これを券面に記載しま
5	す。
6	(1) 片道券 片道の乗船距離により次の区分に応じ、それぞれ
7	の区分で定める期間
8	ア 100キロメートル未満のものにあつては、発売当日限り
9	イ 100キロメートル以上200キロメートル未満のものにあつ
10	ては、発売当日を含めて2日間
11	ウ 200キロメートル以上400キロメートル未満のものにあつ
12	ては、発売当日を含めて4日間
13	エ 400キロメートル以上のものにあつては、発売当日を含め
14	て7日間
15	(2) 往復券 往復券に係る片道の乗船距離により前号の区分に
16	応じ、それぞれの区分で定める期間の2倍の期間
17	(3) 回数券 発売当日を含めて2月間
18	2 疾病その他自動車の運転者の一身に関する不可抗力又は当社
19	が第7条の規定による措置をとつたことにより、自動車の運転
20	者又は運送申込人が、自動車を乗船させることを延期し、又は
21	継続して乗船させることができなくなつた場合は、当社は、自
22	動車航送券の未使用区間について、7日間を限度として、その
23	通用期間を延長する取扱いに応じます。
24	3 自動車を乗船させた後に自動車航送券の通用期間が経過した
25	場合は、そのまま継続して乗船させる間に限り、当該自動車航
26	送券の通用期間は、その間延長されたものとみなします。
27	
28	(乗船変更)
29	第13条 運送申込人が自動車航送券（回数自動車航送券を除く。）
30	の通用期間の終了前（指定便に係るものにあつては、当該指定

標準運送約款新旧対照表 自動車航送の部

1		便の発航前)に券面記載の乗船区間、指定便又は自動車の種類
2		及び長さの変更を申し出た場合には、当社は、1回に限り、当
3		該申出に係る自動車航送券の発売営業所その他当社が指定する
4		営業所においてその変更の取扱いに応じます。ただし、変更し
5		ようとする船便等の輸送力に余裕がない場合は、この限りでは
6		ありません。
7		2 前項の規定により当社が変更の取扱いに応じる場合には、当
8		該変更に係る手数料は、無料とし、変更後の乗船区間並びに自
9		動車の種類及び長さに対応する運賃の額と既に収受した運賃の
10		額との間に差額が生じるときは、当社は、不足額があればこれ
11		を申し受け、過剰額があればこれを払い戻します。
12		
13		(乗越し)
14		第14条 自動車の運転者又は運送申込人が自動車を乗船させた後
15		に自動車航送券の券面記載の乗船区間の変更を申し出た場合に
16		は、当社は、その輸送力に余裕があり、かつ、乗越しとなる場
17		合に限り、その変更の取扱いに応じます。この場合には、当社
18		は、変更後の乗船区間に対応する運賃の額と既に収受した運賃
19		の額との差額を申し受け、これと引き換えに補充自動車航送券
20		を発行します。
21		
22		(自動車航送券の紛失)
23		第15条 自動車の運転者又は運送申込人が自動車航送券を紛失し
24		たときは、当社は、改めて運賃を申し受け、これと引き換えに
25		自動車航送券を発行します。この場合には、当社は、その旨の
26		証明書を発行します。ただし、自動車航送券を所持して自動車
27		を乗船させた事実が明白である場合には、この規定を適用しな
28		いことがあります。
29		2 自動車の運転者又は運送申込人は、紛失した自動車航送券を
30		発見したときは、その通用期間の経過後1年以内に限り、前項

標準運送約款新旧対照表 自動車航送の部

1		の証明書を添えて当社に運賃の払戻しを請求することができます。
2		
3		
4		(不正乗船等)
5		第16条 自動車の運転者又は運送申込人が次の各号のいずれかに
6		該当する行為をしたときは、当社は、運賃のほかにその2倍に
7		相当する額の増運賃をあわせて申し受けることがあります。こ
8		の場合において、乗船港が不明のときは、当該船便の始発港を
9		もつて乗船港とみなします。
10		(1) 船長又は当社の係員の承諾を得ないで、自動車航送券を持
11		たずに自動車を乗船させること。
12		(2) 無効の自動車航送券で自動車を乗船させること。
13		(3) 記載事項が改変された自動車航送券で自動車を乗船させる
14		こと。
15		(4) 当該自動車航送券の券面記載の自動車の種類及び長さ以外
16		の自動車を乗船させること。
17	(5) 当社の係員が自動車航送券の <u>提示</u> を求め、又は運賃の支払	(5) 当社の係員が自動車航送券の <u>呈示</u> を求め、又は運賃の支払
18	いを請求してもこれに応じないこと。	いを請求してもこれに応じないこと。
19		(6) 不正の申告によつて、運賃の割引を受け、又は運賃を支払
20		わずに自動車を乗船させること。
21		(7) 自動車航送券を回収する際にその引渡しを拒否すること。
22		
23		(払戻し及び払戻し手数料)
24		第17条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自
25		動車航送券の発売営業所その他当社が指定する営業所において、
26		それぞれ当該各号に定める額の運賃を払い戻します。
27		(1) 運送申込人が、入船前の船便の指定のない自動車航送券(回
28		数自動車航送券を除く。以下この条において同じ。)につい
29		て、その通用期間内に払戻しの請求をした場合(第3号及び
30		第5号に該当する場合を除く。) 券面記載金額(割引がさ

標準運送約款新旧対照表 自動車航送の部

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

- れているときは、割引後の金額。以下同じ。)
- (2) 運送申込人が、入缺前の指定便に係る自動車航送券について、当該指定便の発航前に払戻しの請求をした場合（次号及び第5号に該当する場合を除く。） 券面記載金額
- (3) 死亡、疾病その他自動車の運転者の一身に関する不可抗力により、自動車の運転者又は運送申込人が自動車を乗船させることを取り止め、又は継続して乗船させることができなくなったことを証明した場合において、自動車航送券の通用期間の経過後30日以内に払戻しの請求をしたとき。 券面記載金額と既使用区間に対応する運賃の額との差額
- (4) 運送申込人が、入缺前の回数自動車航送券について、その通用期間内に払戻しの請求をした場合 券面記載の乗船区間の回数割引前の運賃の額に使用済券片数を乗じて得た額を券面記載金額から控除した額
- (5) 当社が第7条の規定による措置をとった場合にいて、運送申込人が運送契約を解除し、払戻しの請求をしたとき。 券面記載金額と既使用区間に対応する運賃の額との差額
- (6) 当社が第4条第2項の規定により運送契約を解除した場合 券面記載金額と既使用区間に対応する運賃の額との差額
- (7) 自動車の運転車又は運送申込人が第15条第2項の規定による払戻しの請求をした場合 券面記載金額
- 2 当社は、前項の規定により運賃の払戻しをするときは、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の範囲内において当社が定める額の手数料を申し受けます。ただし、同項第5号及び第6号（第4条第2項第1号に係る場合に限る。）に係る払戻しについては、この限りではありません。
- (1) 前項第1号、第3号、第4号、第6号（第4条第2項第1号に係る場合を除く。）及び第7号に係る払戻し 200円
- (2) 前項第2号に係る払戻し
ア 発航する日の7日前までの請求に係る払戻し 200円

標準運送約款新旧対照表 自動車航送の部

1		イ 発航する日の前々日までの請求に係る払戻し 券面記載
2		金額の1割に相当する額(その額が200円に満たないときは、
3		200円)
4		ウ 発航時刻までの請求に係る払戻し 券面記載金額の3割
5		に相当する額(その額が200円に満たないときは、200円)
6		
7		第4章 自動車の運転者の義務
8		(積込み及び陸揚げ)
9		第18条 自動車の積込み及び陸揚げは、船長又は当社の係員の指
10		示に従い、自動車の運転者が行うものとします。
11		2 自動車の運転者は、自動車の積込み及び陸揚げに当たっては、
12		当該自動車のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、
13		かつ、積卸施設及び当該自動車の状況に応じ、他に危険が及ば
14		ないような速度と方法で運転しなければなりません。
15		
16		(点検の義務)
17		第19条 自動車の運転者は、自動車から離れる場合は必ず施錠す
18		るものとし、下船前に自動車及びその積載貨物について点検し
19		なければなりません。この場合において、これらについて異常
20		を発見したときは、直ちに船長又は当社の係員に報告しなけれ
21		ばなりません。
22		
23		(自動車の運転車の禁止行為等)
24		第20条 自動車の運転者は、自動車を運転して乗船し、又は下船
25		する際に船舶内又は乗降施設若しくは誘導路において徐行をせ
26		ず、又は乗降中の他の自動車の前方に割り込んではいけません。
27		2 自動車の運転者は、自動車の積込み及び陸揚げに関し、船長
28		又は当社の係員が輸送の安全確保のために行う職務上の指示に
29		従わなければなりません。
30		3 船長は、前項の指示に従わない自動車の運転者に対し、下船

標準運送約款新旧対照表 自動車航送の部

1		を命じることがあります。
2		
3	第5章 賠償責任	第5章 賠償責任
4	(当社の賠償責任)	(当社の賠償責任)
5	第21条 当社は、自動車及びその積載貨物の滅失、 <u>損傷等</u> による	第21条 当社は、自動車及びその積載貨物の滅失、 <u>き損等</u> による
6	損害については、 <u>第5条第4項の当社が免責される場合</u> を除き、	損害については、 <u>第5条第4項に該当する場合</u> を除き、その損
7	その損害の原因となつた事故が、当該自動車及びその積載貨物	害の原因となつた事故が、当該自動車及びその積載貨物が当社
8	が当社の管理下にある間に生じたものである場合に限り、これ	の管理下にある間に生じたものである場合に限り、これを賠償
9	を賠償する責任を負います。	する責任を負います。
10		
11		2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用
12		しません。
13		(1) 当社が、船舶に構造上の欠陥及び機能の障害がなかつたこ
14		と並びに当社及びその使用人が当該損害を防止するために必
15		要な措置をとつたこと又は不可抗力などの理由によりその措
16		置をとることができなかつたことを証明した場合
17		(2) 当社が、自動車の運転者若しくは運送申込人又は第三者の
18		故意若しくは過失により、又は自動車の運転者若しくは運送
19		申込人がこの運送約款を守らなかつたことにより当該損害が
20		生じたことを証明した場合
21		3 当社が第7条の規定による措置をとつたことにより生じた損
22		害については、第1項の規定により当社が責任を負う場合を除
23		き、当社は、これを賠償する責任を負いません。
24		
25		(運送申込人の損害賠償請求権)
26		第22条 自動車の運転者又は運送申込人が留保をなさずに引渡し
27		を受けた自動車及びその積載貨物については、当該自動車又は
28		その積載貨物に関して生じた損害についての当社に対する賠償
29		請求権を放棄したものとみなします。ただし、直ちに発見する
30		ことができない損傷又は一部滅失がある場合であつて、その引

標準運送約款新旧対照表 自動車航送の部

1		渡しの日より14日以内に当社に対しその事実を文書により通知
2		したときは、この限りではありません。
3		
4	(自動車の運転者及び運送申込人に対する賠償請求)	(自動車の運転者及び運送申込人に対する賠償請求)
5	第23条 自動車の運転者又は運送申込人が、その故意若しくは過	第23条 自動車の運転者又は運送申込人が、その故意若しくは過
6	失により、 <u>又は法令若しくは</u> この運送約款を守らなかったこと	失により、 <u>又は</u> この運送約款を守らなかったことにより当社に
7	により当社に損害を与えた場合は、当社は、当該自動車の運転	損害を与えた場合は、当社は、当該自動車の運転者又は運送申
8	者又は運送申込人に対し、その損害の賠償を求めることがあり	込人に対し、その損害の賠償を求めることがあります。
9	ます。	
10		
11		第6章 共通自動車航送券
12		(共通自動車航送券)
13		第24条 当社と共通自動車航送券による自動車航送の取扱いに関
14		する取決めのある船舶運航事業者が発行する共通自動車航送券
15		は、当社の自動車航送券とみなします。
16		2 前項の共通自動車航送券により行われる自動車並びにその運
17		転者及び積載貨物の運送については、当社の運送区間に関して
18		は、この運送約款が適用されます。
19		
20		